付録　用語の解説

＜就業状態＞　15歳以上人口について、調査週間中（月末１週間）の活動状態に基づいて次のように区分している。

- 15歳以上人口
  - 労働力人口
    - 就業者
      - 従業者
        - おもに仕事
        - 通学のかたわらに仕事
        - 家事などのかたわらに仕事
      - 休業者
    - 完全失業者
  - 非労働力人口

労働力人口　　：15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの
　就業者　　：「従業者」と「休業者」を合わせたもの
　　従業者　　：調査週間中、収入を伴う仕事に１時間以上従事した者（家族従業者の場合は無給であっても「従業者」とする）
　　休業者　　：仕事を持ちながら、調査週間中、少しも仕事をしなかった者のうち
　　①　雇用者で、給料、賃金の支払いを受けている者又は受けることになっている者
　　②　自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者
　完全失業者　：次の三つの条件を満たす者
　　①　仕事がなくて調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）
　　②　仕事があればすぐ就くことができる
　　③　調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている者を含む）
非労働力人口　：15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者
労働力人口比率：15歳以上人口に占める「労働力人口」の割合
就業率　　：15歳以上人口に占める「就業者」の割合
完全失業率　　：「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

＜従業上の地位＞　就業者について次のように区分している。

- 就業者
  - 自営業主
  - 家族従業者
  - 雇用者

自営業主　　：個人経営の事業を営んでいる者
家族従業者　：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者
雇用者　　：会社、団体、官公庁、あるいは個人経営の事業体に雇われ、給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員

＜雇用形態＞　会社・団体等の役員を除く雇用者について、次のように区分している。

正規の職員・従業員　　：勤め先で「正規の職員・従業員」と呼称されている者
非正規の職員・従業員　：上記を除く全ての雇用者

＜その他＞

本文及び統計表中の「非農林業」とは、「農業、林業」以外の産業をいう。